

75 歳以上の皆さんに

manaca をお届けします

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

キャッシュレス化の促進と、コロナ禍における移動や生活を支援するため、75 歳以上の人へ 6 月中旬までに電子マネー 2,500 円分を入金した manaca を郵送します（申請は必要ありません）。ぜひ、ご活用ください！

●対象者 令和 4 年 4 月 1 日において 75 歳（昭和 22 年 4 月 2 日以前に生まれた人）以上で市内に住民登録がある人



※ manaca は電車・バスのご乗車や大手スーパーやコンビニエンスストア等でのお買い物、市役所 1 階での証明発行手数料等、manaca のマークのあるお店等で幅広くご利用いただけるカードです。また、カードにチャージ（入金）することで、繰り返しご利用いただけます。

さらに!!

マイナポイントがもらえる

第2弾

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込を行っていただくと最大 20,000 円分のマイナポイントがもらえます。申請にはマイナンバーカードが必要です。

※既にマイナポイント第2弾にお申し込みされた人は対象外です。



マイナポイントとは？

マイナンバーカードとキャッシュレス決済サービスを連携させ、キャッシュレス決済で利用することのできるポイントです。

※キャッシュレス決済サービスとは、QR コード決済（〇〇 Pay）や電子マネー（交通系の IC カードなど）、クレジットカードなどのこと。

●マイナポイント第2弾の詳細

① マイナンバーカードの新規取得で

5,000 円分

② 健康保険証としての利用申込で

7,500 円分

③ 公金受取口座の登録で

7,500 円分

※①についてはマイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物する必要があります。②、③については未定です。

※令和 4 年 9 月末までにマイナンバーカードの発行受付をされた人が対象となり、ポイントの申込期限は令和 5 年 2 月末の予定です。

※②、③のポイント付与開始時期は 6 月中を予定しています。最新の情報は、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。

●マイナポイントに関する問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)

マイナンバーカード関連情報

マイナポイント申請の臨時サポート窓口 を開設します（6月13日～8月12日（予定））

6月13日～8月12日（予定）の間、市役所1階で、マイナポイント申請のサポートを行う臨時窓口を開設します。

- 持ち物 マイナンバーカード（利用者証明用の4桁の暗証番号が必要です）
- 実施時間 月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時
- その他 manaca等のポイントを付与したい決済サービスを事前にご確認ください。
- 問合先 開設期間中（☎080-7842-5604）
秘書企画課企画政策グループ（☎38-5805）



マイナンバーカード申請 サポートをしています

市役所1階市民窓口課で申請に必要な写真撮影やインターネット申請を職員が無料でサポートする「申請サポート」を行っています。

まだマイナンバーカードを取得されていない人は、ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得し、マイナポイントを取得しましょう。

- 持ち物 本人確認書類、マイナンバー通知カード（もっている人のみ）
- 実施時間 月～金曜日（祝日・振替休日を除く）午前8時30分～午後5時
- 問合先 市民窓口課窓口グループ（☎38-5807）

マイナンバーカード出張 申請サポートを始めます

マイナンバーカード作成申請

希望者（市内在住の人に限り）が概ね5人以上である地域団体等や市内の企業等を訪問し、市職員が申請用写真の撮影を行い、一括で申請受付を行う出張申請サポートを行います。

詳しくは市民窓口課までお問い合わせください。

- 実施時間 火～金曜日（祝日・振替休日を除く）午前10時～午後4時
- 問合先 市民窓口課窓口グループ（☎38-5807）



各種証明書のお支払いに

キャッシュレス決済をご利用ください

現在、各種証明書の手数料の支払いに二次元コードを利用したキャッシュレス決済（QRコード決済）が利用いただけます。

さらなる窓口サービスの向上を図るため、6月下旬から市役所1階市民窓口課で、クレジットカードおよび交通系ICカード（manaca等）についても利用できるようになります。

ぜひ、ご利用ください。

- 問合先 市民窓口課窓口グループ（☎38-5807）



新型コロナワクチン接種について（令和4年5月13日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
 ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
 市ホームページには詳細を掲載しています。
 なお、ワクチン接種は強制ではありません。



ほっと情報
メール



岩倉市公式
LINE

【4回目接種について】

国からの通知により、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、5月下旬から4回目接種を実施します。

対象者・ 接種券の発送等	次の①または②に該当する人で3回目接種から5カ月以上経過した人が対象です。 3回目接種後に岩倉市に転入した人等（岩倉市において接種記録が確認できない人を含む）については、別途申請が必要です。詳細は、市ホームページを確認してください。 ① 60歳以上の人※申請不要 3回目接種から5カ月後頃に接種券（4回目）を発送します。60歳になる人は、誤接種防止のため誕生日以降に発送します。接種券が届いたら、予約してください。 ② 18～59歳で基礎疾患^{※1}がある人・新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人※要申請 申請によって3回目接種から5カ月後頃に接種券（4回目）を発送します。接種券が届いたら、予約してください。 【申請方法】 ★電話【岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター】 ☎ 0120-056-712（受付時間：毎日 午前9時～午後7時） ★電子申請 ご自身で電子申請が難しい場合は支援を行います。 身分証明書（健康保険証など）、接種済証を持参し、保健センターにお越し下さい。
使用ワクチン	ファイザー社製ワクチン または モデルナ社製ワクチン



【申請フォーム】

※1 基礎疾患がある人は、次の1～14のいずれかの病気や状態の人で、通院や入院をしている人、もしくは15の基準（BMI 30以上）を満たす肥満の人です。自己申告のため、医療機関から証明書の提出は必要ありません。接種が可能か基礎疾患に該当するかについて判断に迷われる場合は、かかりつけ医にご相談ください。

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している^{※2}、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している^{※2} 場合）
15. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の人 BMI = 体重（Kg）÷身長（m）÷身長（m）

※2 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している人については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患のある人に該当します。

【3回目接種について（12歳以上の人）】

国から、2回目接種完了から3回目接種までの接種間隔を6カ月から5カ月経過後に短縮する方針が示されたため、早期に接種が受けられるように、接種券の発送の準備を進めています。発送日の詳細は、市ホームページで随時ご案内しています。

接種券が届いたら、同封されている案内を確認していただき、予約後に3回目接種を行ってください。

新型コロナウイルス感染症の療養終了後も続く症状（後遺症）について

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）

厚生労働省による研究では、新型コロナウイルス感染症になった後、治療や療養が終わっても一部の症状が長引く人がいることが分かってきました。

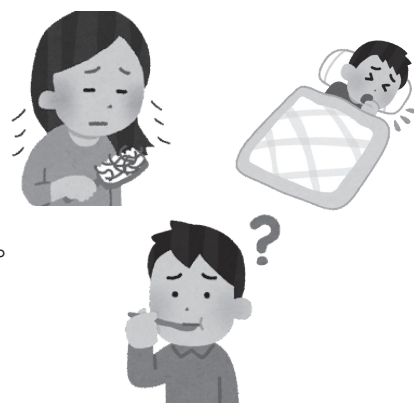
後遺症の主な症状として、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、せき、発熱、抜け毛などが報告されており、こうした症状が1つでも存在すると、健康に関連したQOL（Quality of Life 生活の質）は低下し、不安や抑うつおよび新型コロナウイルスに対する恐怖心が強まり、睡眠障害を自覚する傾向が強まることも報告されています。

このため、後遺症が続く場合などは、一人で悩まず、かかりつけ医などに相談していただくか、次の相談窓口へ電話をしてください。

※後遺症については、現時点では確立された治療法がないため、医療機関を受診する場合は、症状に応じた対症療法が基本となります。

なお、受診においては、所定の医療費がかかります。

※厚生労働省では、今後も後遺症などについて引き続き研究を進め、新たな情報については順次明らかにしていくとしています。



相談窓口

1. 江南保健所 平日 午前9時～午後5時30分（☎ 56-2157）
2. 愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口
 - ★平日、土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時30分（☎ 052-954-6272）
 - ★平日：午後5時30分～翌午前9時、土・日曜日、祝日：24時間（☎ 052-526-5887）

愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金について

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）

愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（☎ 052-954-6272）

新型コロナワクチン接種後の副反応等（副反応疑いを含む）の症状により医療機関で治療を受けた人を対象に、県独自の見舞金を支給します。

●支給対象者 次の①、②の両方を満たす人

①新型コロナワクチンの接種を受けた人で、接種後に副反応等の症状を発症し、医療機関で治療を受けた人

②国の予防接種健康被害救済制度による医療費を市へ救済申請（※）し、その請求が認められた人

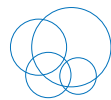
●支給額 新型コロナワクチン接種後の副反応等の治療に要した健康保険等による支給の額を除いた医療費（自己負担分）の2分の1に相当する額

※算出の結果、千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てとなります。

●申請先 保健センター

※すでに、国に対して予防接種健康被害救済の申請を行っている場合（認定結果の有無は問わない）は、県へ直接申請をしていただくことができます。

※申請書等は、愛知県のホームページからダウンロードできます。



50th
Anniversary
岩倉市制 50 周年

岩倉市制50周年記念事業

「フージーのひらめき工作キャラバン」公開収録を実施します

問合先 NHKエンタープライズ中部 (☎052・952・7381)、秘書企画課広報広聴グループ (☎38・5802)

岩倉市とNHK名古屋放送局は「フージーのひらめき工作キャラバン」を実施します。Eテレ「フージーのひらめき工房」のフージー、シナプ、タノチーミーと一緒に、岩倉市の自慢のものをヒントにした工作であそぼう！
家族で参加できる工作ショーです。参加をご希望の人は、次の要領でお申し込みください。

●とき 8月13日(土)

●「1回目」 午前10時30分～11時20分

(開場：午前10時)

●「2回目」 午後1時30分～2時20分

(開場：午後1時)

●ところ 総合体育文化センター

●出演予定 フージー、シナプ、

タノチーミー



フージー



タノチーミー

●入場料 無料

●申し込み 就学前や小学校低学年

のお子さん向けの内容を予定してい

ます。ハサミやのりを使った工作遊

びを予定していますので、工作に参

加できるお子さんと保護者のグルー

プでお申し込みください。

左記二次元コードのNHKサイ

トの専用申し込みフォームからお申

込みください。



●申し込み期限 7月14日(木)午後11時59分まで

★当選は1人1件(1枚で4人入場可)に限らせていただきます。

★1歳以上のお子さんから人数に含ま

★応募多数の場合は抽選のうえ、当

選した人には座席を指定した入場整

理券を7月26日(火)頃に発送します。

また、落選した人には、7月27日(水)

午後3時以降に、落選通知メールを

お送りします。

★新型コロナウイルス感染拡大防止

のため、座席は1組(4人まで)ご

と、間隔をとって指定させていただきます。

きます。

★その他、申し込み・抽選に関す

る注意事項等については申し込み

フォーム内にてご確認ください。

●放送予定 未定(エテレ)(全国放

送)

※決まり次第、NHK名古屋放送局

のホームページなどでお知らせしま

す。

※ご応募の際にいただいた情報は、

抽選結果の連絡のほか、NHKでは

受信契約者情報との照合、受信料の

お願いやアンケートの送付等に使用

させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況、

荒天などの影響により公演を中止す

る場合があります。その場合、他の

公演への振替はありませんので、ご

理解のほど宜しくお願いいたしま

す。また、事情により出演者や演出

など番組内容を変更する場合があります。

そのほか、感染状況により、

観覧いただける方の地域を一部制限

する場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止

のため、保健所など公的機関へ観覧

者の情報を提供する場合があります。

その場合、当日ご来場いただい

た人のお名前など詳細をお聞きする

ことがあります。



岩倉市と友好交流都市である福井県大野市に令和3年4月にオープンした道の駅「越前おおの 荒島の郷」で、大野市ならではの食やカヤックを体験しませんか。

●とき

★Aコース 7月25日(月)午前9時
(出発) 午後5時(帰着予定)

★Bコース 8月2日(火)午前9時
(出発) 午後5時(帰着予定)

※現地での滞在時間は2時間30分程度です。

●集合・解散場所 市役所

●対象者 市内在住の人(小学生以下は保護者同伴)

●定員 各日30人(カヤック体験を希望しない人を含めた場合、各日43人)

●参加費 1人2千円(カヤック体験を希望しない人は千円)

※カヤック体験をご希望の3歳～小学校2年生のお子さんは保護者も同乗していただきます。(同乗者も参加費2千円が必要です。)

※カヤック体験は「正午から」と「午後1時から」の2部制になります。どちらになるかは参加決定通知と一緒にお知らせします。



※昼食はありません。なお、道の駅「越前おおの 荒島の郷」内フードコートをご利用いただけます。※施設に関することは、「越前おおの 荒島の郷」のホームページをご覧ください。

●申し込み 6月17日(金)(はがきの場合、当日消印有効)までに市ホームページまたは往復はがきでお申込みができます。

※募集人数を超えた場合は抽選とさせていただきます。

※参加者の決定については6月24日(金)までにお知らせします。

※募集人数に達しなかった場合は、その後も応募を受け付ける場合があります。

【ホームページからの申し込み】市ホームページの専用お申し込みフォームより、お申し込みください。入力いただいたアドレスへ参加決定通知をお送りしますので、秘書企画課のアドレス(hishokikaku@city.iwakura.lg.jp)を受信できるように設定をお願いします。

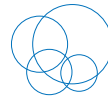


※①～⑤まで参加者全員分ご記入ください。
※⑥は、第1希望、第2希望にA、Bいずれかをご記入ください。
※⑦は、希望者(同乗者)のみご記入ください。

☐ 〒482-8686 岩倉市役所 秘書企画課 → 往信	空欄	☐ → 返信 代表者住所 代表者氏名	申込人数〇人 ①氏名 ②年齢 ③性別 ④住所 ⑤電話番号 ⑥希望のコース 第1希望 A・B 第2希望 A・B ⑦カヤック体験 希望者(同乗者) の氏名
--	----	---	--

●その他

・カヤック体験は雨天により中止になる場合があります。その場合は、大野市街地の散策へ変更になります。
・新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置・緊急事態宣言が発出された場合、または警報が出た場合は中止になります。



第26回参議院議員通常選挙

投票日：令和4年7月10日(日)※ 投票時間：午前7時～午後8時

※選挙日程は、国会の会期延長等により変更される場合がありますので、ご注意ください。

第26回参議院議員通常選挙が、公示日6月22日(水)、投票日7月10日(日)の日程で行われます。

今回の選挙は、愛知県選出議員選挙（議員4人を選出）と比例代表選出議員選挙（政党名もしくは候補者名を記入し、その得票数に応じて各政党から議員を選出）の2種類の投票となります。

投票所では色の違う2種類の投票用紙をお渡ししますので、投票の際には、お間違えのないようにご注意ください。

棄権することなく、私たち一人ひとりの『大切な一票』を私たちの代表者に投じましょう。

投票できる人

- 年齢 平成16年7月11日以前に生まれた人
- 対象 令和4年3月21日以前に岩倉市に住民票が作成され（転入届を出し）、引き続き令和4年6月21日まで岩倉市の住民基本台帳に記録されている人

市内に転入した人

令和4年3月22日以降に岩倉市に転入届を出した人は、選挙人名簿にはまだ登録されませんので、転入前の市町村にお問い合わせください。

市外に転出した人

岩倉市において住民票が作成され（転入届を出し）、引き続き3カ月以上の間住民基本台帳に記録されていた人で、令和4年3月22日以降に転出された人は、新住所地ではまだ選挙権がありませんので、岩倉市において指定されていた投票所で投票してください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます（感染症対策として、当日投票所の混雑を避けるために期日前投票をすることもできます）。

◆とき 6月23日(木)～7月9日(土)午前8時30分～午後8時

◆ところ 市役所2階会議室1

※期日前投票には、入場券をお持ちください（未着の場合は不要です）。

※あらかじめ宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

大事な投票、忘れずに！



投票所の

コロナ対策

- ・各投票所および期日前投票所の入り口にアルコール消毒液を設置しますので、投票所入場前に手指の消毒にご協力ください。
- ・受付係、投票用紙交付係等の前に、飛沫防止フィルムを設置します。

- ・記載台や鉛筆は、定期的に消毒します。また、使い捨て鉛筆も用意しています。
- ・投票所内では、定期的に換気を行います。
- ・筆記用具は投票所に準備しますが、持参した鉛筆、シャープペンシルを使用することもできます。（ただし、水性ペンなどインクがにじむ可能性のあるものは使用できません。）
- ・投票にお越しの際には、マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗い等の予防策にご協力ください。

候補者等を 知るには

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、7月1日(金)ごろから戸別にお届けします。また、市ホームページにも掲載します。

選挙公報は配達員が順次お届けしますが、お手元に届かない場合は、岩倉市選挙管理委員会までご連絡ください。

第26回参議院議員通常選挙
についてもっと知りたい人は
こちら⇒
投票所の混雑状況も掲載して
います。



不在者投票

●滞在地での不在者投票

出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会において不在者投票ができます。なお、事前に手続きが必要ですので、岩倉市選挙管理委員会にお尋ねください。また、郵送までに日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

●郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ右表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人は、郵便による不在者投票ができます。

郵便で不在者投票をするためには、事前に郵便等投票証明書が必要となりますので、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。

●病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票当日、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

障害の種類	交付手帳名 身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症～第3項症

新型コロナウイルス療養中の入

新型コロナウイルス感染症により療養されている人等で、一定の要件を満たす人は、自宅や宿泊先等において、特例郵便等投票制度を利用して郵便等により投票できます。

詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。

特例郵便等投票制度についての詳細はこちら⇒



当日の投票所

投票所の区域は、主な行政区または町名で記載してあります。

※投票日当日は、ご案内した指定の投票所以外での投票はできません。

投票所の場所は、お手元の投票所入場券でご確認ください。

投票所	投票区の区域
北第一（八剣会館）	八剣町、井上町
北第二（石仏会館）	石仏町、神野町
上（大上市場会館）	東町、中野町、本町（北口）、本町（門前）
天神（第二児童館）	西市町、鈴井町、泉町、宮前町
中第一（くすのきの家）	中本町、本町（上市場）、下本町
中第二（第三児童館）	大市場町、下本町、昭和町一丁目・二丁目
中央（市役所）	栄町、中央町、旭町、新柳町
南第一（岩倉南小学校）	大地町、大地新町、川井町、南新町
南第二（第七児童館）	稻荷町、菅野町、昭和町三丁目
西（北島町公会堂）	北島町、野寄町
下（防災コミュニティセンター）	大山寺町、大山寺元町、大山寺本町、五条町
東（岩倉団地集会所）	東新町

代理投票等

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載することができない人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前等を代筆します。また、点字のできる人は、点字投票もできます。

投票所入場券

投票所入場券は、6月20日(月)ごろから順次発送します。（世帯ごとに郵送します。）

入場券は、棄権防止、投票所内での整理などの方法の一つとして発行していますので、

入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。

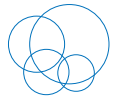
入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係に申し出てください。

開票

選挙人は、開票を参観することができます。会場では、係員の指示に従い、静粛にしてください。

- とき 7月10日(日)午後9時～
- ところ 総合体育文化センター

◆問合先 岩倉市選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）



岩倉市の財政状況を

お知らせします

行政課財政グループ（☎38・5804）

市の収入と支出の状況などを市民の皆さんに知っていただくために、年2回、財政状況の公表を行っています。

今回は令和3年度予算の令和4年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。なお、市の予算は前年度分を5月31日まで支払うことができます（出納整理期間といえます）ので、令和3年度決算額とは異なります。

市の一般会計の最終予算額は189億866万円で、当初予算と比較して32億1866万円（20・5％）の増、令和2年度最終予算額と比較して43億9749万円（18・9％）の減となっています。

特別定額給付金給付事業を実施した令和2年度と比較すると大きく減少しましたが、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業など、さまざまな新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を補正予算で計上したため、当初予算からは大きく増加しました。

令和3年度一般会計予算執行状況

一般会計は、市税収入を主な財源として、福祉・教育の充実や道路の整備など基本的な施策を実施する会計です。

予算額	収入済額	支出済額
189 億 866 万円	182 億 8,058 万円	166 億 5,000 万円

令和3年度特別会計予算執行状況

特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。

会 計 名	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険	40 億 8,702 万円	37 億 7,990 万円	38 億 6,232 万円
土 地 取 得	2,295 万円	2,247 万円	2,247 万円
介 護 保 険	35 億 4,171 万円	33 億 7,431 万円	30 億 5,750 万円
後期高齢者医療	7 億 6,018 万円	6 億 2,357 万円	6 億 12 万円
合 計	84 億 1,186 万円	78 億 25 万円	75 億 4,241 万円

市有財産の状況

市有財産には、建物や土地、財政調整や特定の目的のために資金を積み立てる基金などがあります。

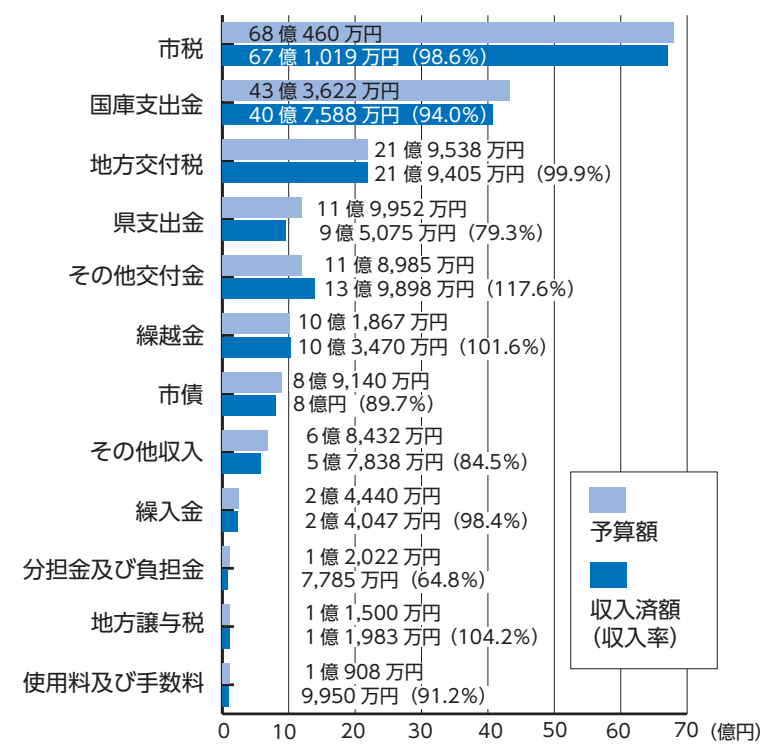
	令和2年度末	令和3年度末
建 物	103,466.00㎡	105,227.12㎡
土 地	337,771.46㎡	340,129.36㎡
基 金	33 億 8,852 万円	45 億 175 万円

市債の年度末現在高

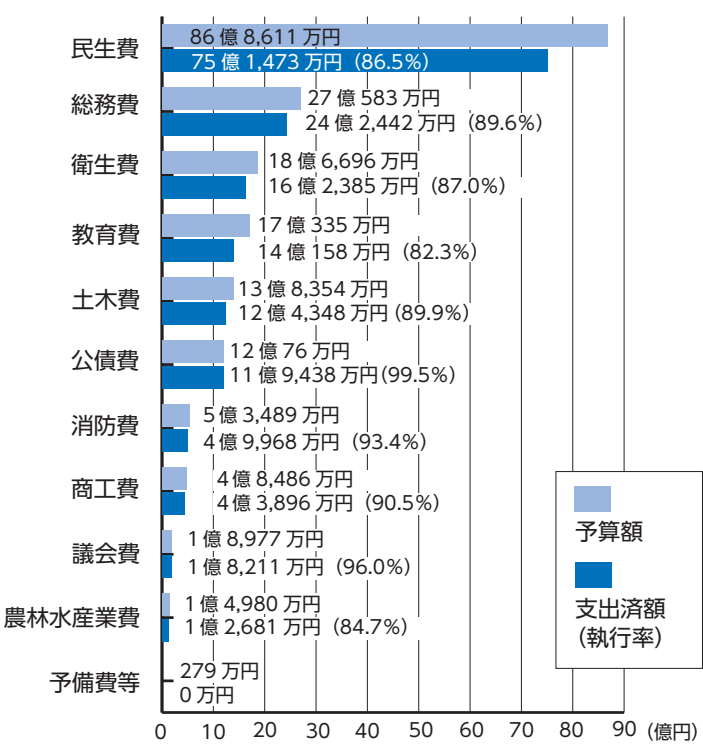
市債は、公共施設の整備など、多額の財源を要する事業を行う際に借り入れるお金です。

	令和2年度末	令和3年度末
一般会計	114 億 7,441 万円	114 億 365 万円

一般会計歳入予算収入状況



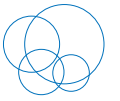
一般会計歳出予算執行状況



※工事等の進捗状況によっては、翌年度に工事費等の予算を繰り越す場合や、出納整理期間中に支払う場合もあり、その場合は3月31日現在において執行率が低くなります。

項目	項目解説
市税	市民税、固定資産税、軽自動車税など、市に納められる税金
国庫支出金	市が行う特定の事業に対して、国から交付されるお金
地方交付税	地方公共団体が等しく行政サービスを提供できるように、一定の基準により国から交付されるお金
県支出金	市が行う特定の事業に対して、県から交付されるお金
その他交付金	利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金など、国や県からの交付金
繰越金	前年度決算の余剰金を翌年度へ繰り越されたお金
市債	市が行う事業の財源として、国や金融機関などから借り入れるお金
その他収入	財産収入、寄附金、預金利子など
繰入金	基金などから繰り入れるお金
分担金及び負担金	保育園の保育料など、特定のサービスを受けた人から納められるお金など
地方譲与税	国税のうち法に定める基準で市に分配される税金
使用料及び手数料	市の施設の使用料や証明発行手数料などとして納められるお金

項目	項目解説および令和3年度の新規・主要事業
民生費	児童や高齢者・障がい者の福祉、医療や保険など社会保障にかかる経費。 ★子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、私立保育園整備費補助事業など
総務費	企画、財政、人事、選挙、戸籍、徴税、防災などにかかる経費。 ★市制50周年記念事業、証明書コンビニ交付サービス事業など
衛生費	環境、保健衛生などにかかる経費。 ★新型コロナウイルスワクチン接種事業、環境基本計画策定事業など
教育費	学校教育や生涯学習、スポーツ振興などにかかる経費。 ★岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設事業、下田南遺跡発掘調査事業など
土木費	道路や橋、公園、下水道の整備などにかかる経費。 ★名鉄石仏駅等整備事業、夢さくら公園整備事業など
公債費	市債の元金や利子の返済に充てる経費。
消防費	救急や消防などにかかる経費。 ★消防指令センター共同運用事業、消防庁舎施設改良事業など
商工費	商工業、観光、消費者行政などにかかる経費。 ★新型コロナウイルス感染症対策プレミアム商品券発行事業、企業庁土地開発関連事業など
議会費	議員報酬や議会運営にかかる経費。
農林水産業費	農林水産業の振興などにかかる経費。



■■■ 令和4年3月31日現在の上下水道事業の財政状況 ■■■

上下水道課上水道グループ (☎ 38-5816)

令和3年度の上水道事業会計の収益的収入・支出の最終予算額は、収入7億5,217万円、支出7億1,840万円でした。また、資本的収入・支出の最終予算額は、収入1億8,235万円、支出3億7,985万円でした。

主な事業としては、3カ年事業の1年目として漏水調査業務を委託しました。その他に、尾北自然歩道石仏休憩所東側に水管橋を布設するとともに、昨年に引き続き、岩倉団地敷地内の配水管布設替工事を実施し、管路の耐震化事業を進めました。また、「いわくらしや水」を製造し、ペットボトル飲料として販売を行いました。

令和3年度上水道事業会計予算の執行状況 (令和4年3月31日現在)

※広報原稿作成時の状況であるため、決算の数値とは異なる可能性があります。

< 収益的収入および支出 > (単位: 万円)

収入	科目	予算額	収入額	比率 (%)
	第1款 水道事業収益	75,217	76,347	101.5
	第1項 営業収益	63,452	63,925	100.7
	第2項 営業外収益	11,765	12,401	105.4
	第3項 特別利益	0	21	—
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 水道事業費用	71,840	68,057	94.7
	第1項 営業費用	70,916	67,919	95.8
	第2項 営業外費用	697	111	15.9
	第3項 特別損失	27	27	100.0
	第4項 予備費	200	0	—

企業債の年度末現在高 3億2,053万円

< 資本的収入および支出 > (単位: 万円)

収入	科目	予算額	収入額	比率 (%)
	第1款 資本的収入	18,235	16,176	88.7
	第1項 給水負担金	2,683	2,930	109.2
	第2項 工事負担金	15,552	13,246	85.2
	第3項 企業債	0	0	—
	第4項 固定資産売却代金	0	0	—
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 資本的支出	37,985	26,238	69.1
	第1項 建設事業費	36,244	24,535	67.7
	第2項 営業設備費	96	58	60.4
	第3項 企業債償還金	1,645	1,645	100.0

■■■ 令和4年3月31日現在の公共下水道事業の財政状況 ■■■

上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)

令和3年度の公共下水道事業会計の収益的収入・支出の最終予算額は、収入8億3,119万円、支出8億2,499万円でした。また、資本的収入・支出の最終予算額は、収入10億7,751万円、支出12億3,678万円でした(令和2年度からの繰越額を含みます)。

主な事業としては、五条川右岸公共下水道建設事業として、本町・中野町・東町・神野町地区での面整備を進めました。

令和3年度公共下水道事業会計予算の執行状況 (令和4年3月31日現在)

※広報原稿作成時の状況であるため、決算の数値とは異なる可能性があります。

< 収益的収入および支出 > (単位: 万円)

収入	科目	予算額	収入額	比率 (%)
	第1款 下水道事業収益	83,119	84,060	101.1
	第1項 営業収益	29,299	29,440	100.5
	第2項 営業外収益	53,820	54,618	101.5
	第3項 特別利益	0	2	—
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 下水道事業費用	82,499	77,294	93.7
	第1項 営業費用	72,059	66,997	93.0
	第2項 営業外費用	10,402	10,280	98.8
	第3項 特別損失	18	17	94.4
	第4項 予備費	20	0	—

企業債の年度末現在高 69億9,258万円

< 資本的収入および支出 > (単位: 万円)

収入	科目	予算額	収入額	比率 (%)
	第1款 資本的収入	107,751	104,486	97.0
	第1項 分担金及び負担金	3,638	3,148	86.5
	第2項 国庫補助金	19,100	19,115	100.1
	第3項 県補助金	0	0	—
	第4項 他会計補助金	36,923	36,923	100.0
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 資本的支出	123,678	87,529	70.8
	第1項 建設改良費	74,940	38,791	51.8
	第2項 企業債償還金	48,738	48,738	100.0

令和4年度岩倉市職員採用候補者試験（令和5年4月1日採用予定）を行います

問合せ先 秘書企画課秘書人事グループ（☎ 38-5801）

1 職種・採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格		
		学歴	年齢等	資格等
保健師	1人	短大 大学	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月31日までに卒業見込みの人、または卒業した人	保健師資格を有する人、または取得見込みの人
技術職（土木）	1人			土木施工管理技士等、土木技術資格を取得した人、または土木に関する課程を卒業した人若しくは、卒業見込みの人
児童厚生員	1人		平成4年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月31日までに卒業見込みの人、または卒業した人	保育士資格、教員免許のどちらかを有する人、または取得見込みの人
保育職	3人			保育士資格を有する人、または取得見込みの人
消防職	2人		平成9年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月31日までに卒業見込みの人、または卒業した人	

※「短大」とは、学校教育法による専修学校の専門課程のうち、総授業時間数が1,600時間以上で修学年限が2年以上の学校を含みます。

※地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は受験できません。

2 一次試験

日時	7月23日(土) 受付時間：午前8時15分～8時45分 ※受付時間を過ぎた場合は、受験できませんので、余裕をもってお越しください。
会場	岩倉北小学校（岩倉市本町南新溝廻間2番地）
試験内容	基礎能力検査（SPI）、適性検査 試験時間：午前9時～11時30分

※試験会場へは、公共交通機関などを利用してお越しください（会場へは、名鉄岩倉駅から徒歩10分）。

※二次試験以降の試験日、試験内容については、市ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

3 申し込み

受付期間	6月30日(木)まで
申込方法	募集要項に記載のURLにアクセス、または右記二次元コードを読み込んで申し込んでください。 ※アクセス後、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、申し込みへ進んでください。 ※電子による手続きとなりますので、事前に写真データをご用意ください。
受験票の交付	受付期間終了後にメールにて交付の案内をします。



4 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の点にご協力ください。

- ・試験日の朝、体温を計測し、37.5℃未満であることを確認の上会場へお越しください。受付時に非接触型体温計で検温する際に37.5℃以上の熱がある場合は受験をお断りします（受験しない場合の連絡は不要です）。
- ・当日は、マスクを着用してください（マスクの着用がない場合は、受験をお断りします）。ただし、呼吸器疾患等によりマスクを免除できる場合もありますので、詳しくは上記連絡先にお問い合わせください。

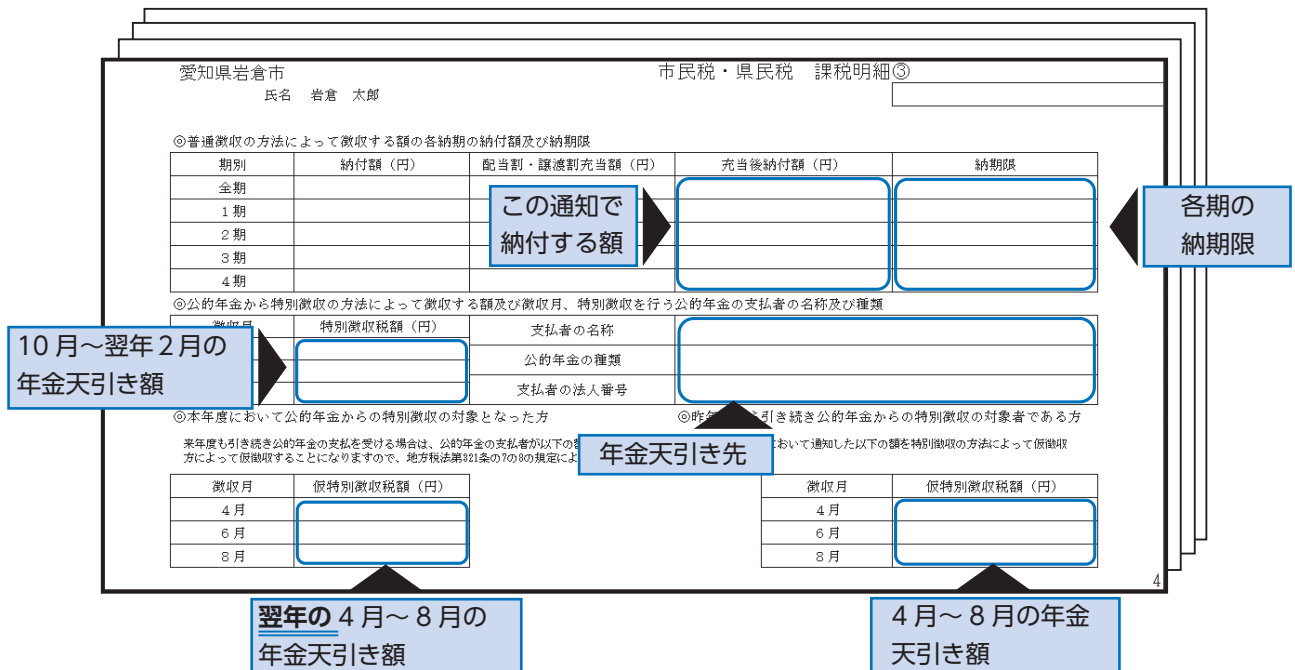
令和4年度個人市県民税の納税通知書を発送します

税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

市県民税の納税通知書は、決定した市県民税額をお知らせする通知です。市県民税額は前年（1～12月）の所得を基に計算しており、毎年1月1日時点で住所のある市町村に納付します。

..... 納付額・納期限等は納税通知書の4ページ目をご確認ください

納付書や口座振替での納付がある人



愛知県岩倉市 氏名 岩倉 太郎 市民税・県民税 課税明細③

◎普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期別	納付額 (円)	配当割・譲渡割充当額 (円)	充当後納付額 (円)	納期限
全期				
1期				
2期				
3期				
4期				

◎公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月、特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類

徴収月	特別徴収税額 (円)	支払者の名称	公的年金の種類	支払者の法人番号
4月				
6月				
8月				

◎本年度において公的年金からの特別徴収の対象となった方

来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が以下の方法によって仮徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定により、

◎昨年度に引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である方

において通知した以下の額を特別徴収の方法によって仮徴収

徴収月	仮特別徴収税額 (円)
4月	
6月	
8月	

10月～翌年2月の年金天引き額

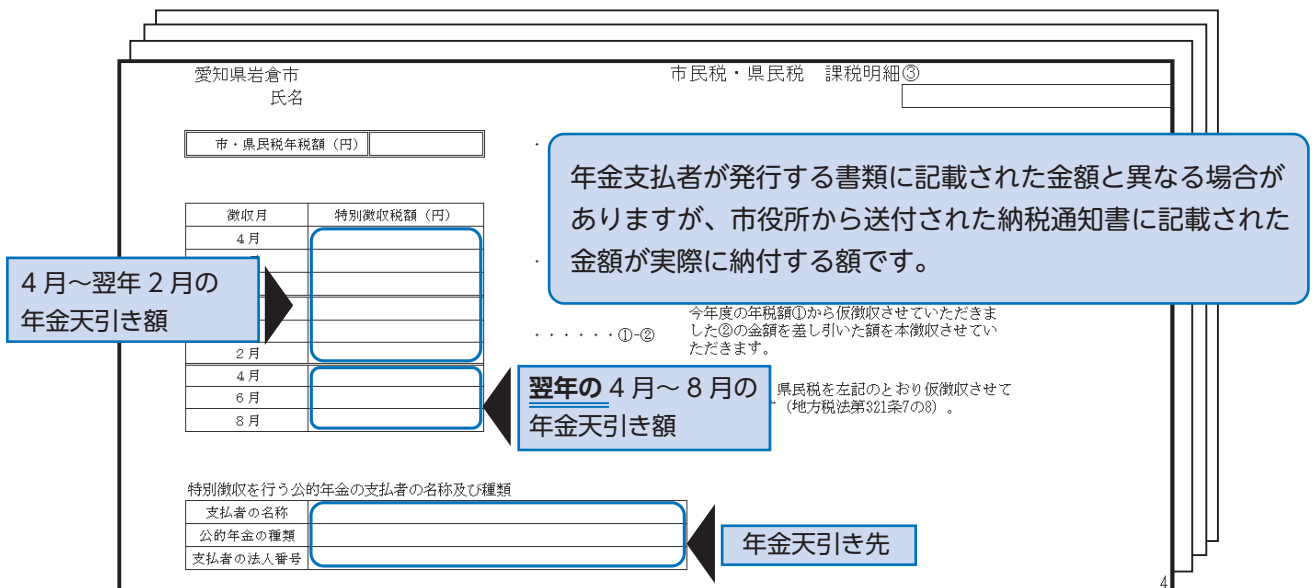
各期の納期限

年金天引き先

翌年の4月～8月の年金天引き額

4月～8月の年金天引き額

年金天引きのみの人



愛知県岩倉市 氏名 岩倉 太郎 市民税・県民税 課税明細③

市・県民税年税額 (円)

徴収月 特別徴収税額 (円)

徴収月	特別徴収税額 (円)
4月	
6月	
8月	

4月～翌年2月の年金天引き額

年金支払者が発行する書類に記載された金額と異なる場合がありますが、市役所から送付された納税通知書に記載された金額が実際に納付する額です。

今年度の年税額①から仮徴収させていただきました②の金額を差し引いた額を本徴収させていただきます。

..... ①-②

翌年の4月～8月の年金天引き額

県民税を左記のとおり仮徴収させていただきます (地方税法第321条7の8)。

年金天引き先

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類

支払者の名称	公的年金の種類	支払者の法人番号

※所得の種類により税額を複数の方法に分けてご納付いただく場合がありますが、二重で課税されている訳ではありません。
 (例：給与所得と公的年金所得⇒給与所得分の税額は給与天引きで納付、公的年金所得分の税額は年金天引きで納付 など)
 ※確定申告等を令和4年3月16日以降にした人については、納税通知書が届かない、または申告内容が今回の通知書に反映されていない場合があります。該当する人へは後日改めて通知します。
 ※給与天引き分の納税通知書は勤務先からお受け取りください。

平和祈念事業についてお知らせします

秘書企画課秘書人事グループ (☎ 38-5801)

戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるため、岩倉市では平和祈念事業に取り組んでいます。

折鶴を募集しています

皆さんから平和への願いが込められた折鶴を募集しています。昨年度は約7万羽の折鶴が寄せられ、広島へ届けることができました。今年度折っていただいた折鶴は、8月9日(火)に長崎市で開催される長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典の際に、小中学生平和祈念派遣団によって慰霊碑に捧げられます。

折り紙で鶴を折っていただくための「平和コーナー」を設置します(折り紙をご用意させていただきますが、なくなり次第終了となります)。

また、糸通しが済んだ折鶴の持ち込みも受け付けています(1,000羽未満でも構いません)ので、皆さんのご協力をお願いします。

●募集期間および平和コーナー開設期間 6月1日(水)～7月6日(水)

●平和コーナー開設場所 市役所・市民プラザ・生涯学習センター・総合体育文化センター

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施していたご自宅等への折り紙の郵送については行いません。

※開設場所では折鶴の受け取りもします。

※平和コーナーでは、岩倉市が加盟する平和首長会議の原爆ポスターを閲覧することができます。

折っていただいた鶴は千羽鶴にするから、
鶴の羽は広げないでほしい～わ！



折鶴に糸を通してくださるボランティアを募集します

平和への想いが込められた折鶴に、糸を通して千羽鶴を作成していただけるボランティアを募集します。

多くの折鶴を千羽鶴にして、長崎へ届けられるようご協力ください。

●募集期間 6月20日(月)～7月1日(金)

●作成期間 7月12日(火)・13日(水)・20日(水)・21日(木)午前9時～午後5時の内、ご都合の良い日に作成していただけます。

●ところ 市役所7階大会議室(東)

※7月21日(木)のみ市役所7階第2・第3委員会室

※上記の日程で参加が難しい場合は、ご自宅等で糸通しをしていただくことも可能ですので、ご相談ください。

◆◆令和4年6月から児童手当の制度が変わります◆◆

子育て支援課児童グループ (☎ 38-5810)

児童手当法等の一部改正に伴い、6月から次のとおり児童手当制度の一部が変わります。

【現況届の提出が原則不要となります（一部の受給者を除く）】

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等の受給要件を満たしているかどうかを確認するものです。

これまで、全ての受給者に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は一部の受給者を除き現況届の提出が不要となります。

●現況届の提出が必要な人（市からご案内を送付します）

・離婚協議中で配偶者と別居している人 ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が岩倉市と異なる人 ・支給要件児童の戸籍や住民票がない人 ・法人である未成年後見人、施設等の受給者 ・その他、市から提出の案内があった人

●以下の変更事項があった人は子育て支援課に届出てください

・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む） ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき ・受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいる時のみ） ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

【所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります】

令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している人の所得が下表の「B：所得上限限度額」以上の場合、受給資格が喪失となり、特例給付は支給されなくなります。

	A：所得制限限度額		B：所得上限限度額	
	下の所得額以上の場合には児童ひとりにつき月5,000円を支給（従来どおり）		下の所得額以上の場合には支給なし（新設）	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安※	所得額	収入額の目安※
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が「B：所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

【6月の児童手当定期支払日のお知らせ】

6月の児童手当（2～5月分）の定期支払日は、6月9日(木)です。通帳記帳等で入金をご確認ください。

※6月の定期支払分までは、従来の制度により、児童手当等を支給します。

※令和4年度児童手当支給日について、10月の支払日は10月7日(金)、2月の支払日は令和5年2月9日(木)です。

▼支給月額

児童の年齢		児童手当	特例給付
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

・児童手当…所得制限限度額未満の人

・特例給付…所得制限限度額以上の人

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降の児童をいいます。

【公務員の児童手当について】

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

・公務員になった場合 ・退職等により、公務員でなくなった場合 ・公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

ブロック塀等撤去奨励補助金を ご利用ください

都市整備課計画営繕グループ（☎38-5814）

傾きやひび割れがあるブロック塀等は、地震が起こった際に倒壊する危険があります。

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難路の確保のために、道路・公共施設に面するブロック塀等の撤去を行う所有者に対し、撤去費用の一部を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が80センチメートル以上のものをいいます。

●補助対象

道路・公共施設の敷地に面するブロック塀等を所有者が撤去する場合に補助の対象となります。

※家屋の建替え等に併せてブロック塀等を撤去する工事は対象外になります。

●補助額

ブロック塀等の撤去工事費または、撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とします。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

●申込方法

都市整備課にて事前に相談してください。

木造住宅無料耐震診断と住宅耐震改修工事費等 および空き家解体工事費補助金をご利用ください

都市整備課計画営繕グループ（☎38-5814）

震災等からかけがえのない人命や財産を守るため、木造住宅の耐震診断、改修等の実施を推進しています。各種補助制度は以下のとおりです。

木造住宅無料耐震診断について

●対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

- ① 建築工事の着工が昭和56年5月31日以前
- ② 木造2階建て以下
- ③ 構法が在来軸組構法または伝統構法（ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外）
- ④ 用途が一戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅

●申込方法

申込票に必要事項をご記入のうえ、都市整備課へ提出してください。申込票は窓口でのお渡しのほか市ホームページからダウンロードもできます。

※非木造住宅（構法が鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）については、耐震診断費の補助を行っています。希望する人は、事前にご相談ください。

住宅耐震改修工事費等に対する補助について

●対象となる工事

市が実施する木造住宅無料耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に行う以下の工事

- ① 木造住宅耐震改修工事…最大110万円
- ② 段階的耐震改修工事（一段目）…最大60万円

- ③ 段階的耐震改修工事（二段目）…最大50万円
 - ④ 耐震シェルター整備工事…最大40万円
 - ⑤ 解体工事…最大60万円
- ※同一の敷地において、補助の対象となる工事は、一度までです。ただし、段階的耐震改修工事（二段目）は除きます。

空き家解体工事費に対する補助について

●対象となる工事

居住その他の使用がされていない住宅で市が実施する木造住宅無料耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に行う解体工事…最大60万円

※同一の敷地において、補助の対象となる工事は、一度までです。

申込方法

申請書は都市整備課窓口で配布しています。補助要件の確認や添付書類の説明をしますので、事前にご相談ください。

代理受領制度について

令和4年4月から補助金を市から工事業者へ直接支払う代理受領制度を創設しました。詳しくは、お問い合わせください。